

**大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型
相談支援事業業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

ヤングケアラーの支援の一つとして、相談相手がない、相談先がわからないことや、孤独・孤立感を感じ、話を聞いてほしいと思っている課題に対応していく必要があるが、こどもも自ら行政機関に相談に訪れることは、こどもにとってハードルが高い。

このため、民間事業者のノウハウを活用してSNS相談、社会福祉士の有資格者等やもとヤングケアラーが悩みを傾聴するピアサポートや支援につなぐコーディネーターなど、寄り添い型の支援を実施することにより、ヤングケアラーの相談環境の充実を図ることを目的としている。

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

(3) 事業規模（契約上限額）

金 29,068,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

（詳細は別紙「企画提案仕様書」を参照のこと）

(5) 履行場所

受注者が本市内に確保する事業実施場所

（詳細は別紙「企画提案仕様書」を参照のこと）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

本市と受注者の協議の上、支払い時期や金額等を決定する。

ただし、受注者が前払いによる業務委託料の支払いを希望する場合において、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は、前払いによる業務委託料の支払いを請求することができるものとする。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 再委託について

ア 大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ② 相談支援業務
- ③ オンラインサロン・レスパイト業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

(1) 参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

ア 法人であること

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと

エ 大阪市税に係る徴収金を完納していること（ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る。）

オ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていな

いこと及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

(2) 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、委託事業のための選定を受けることができない。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 役員に次の項目に該当する者がいる法人等

① アに該当する者

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員等

③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 民事再生法、会社更生法の適用を申請した、又は申請されるおそれのある法人

エ 宗教活動や政治活動を目的とした法人等

オ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした法人等

5 スケジュール

・ 公募開始	令和6年1月15日（月）
・ 質問受付締切	令和6年1月26日（金）
・ 質問に対する回答	令和6年1月30日（火）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和6年2月1日（木）
・ 参加資格決定通知	令和6年2月5日（月）
・ 企画提案書の提出日	令和6年2月14日（水）から16日（金）まで
・ 選定結果通知	令和6年2月下旬（予定）
・ 契約締結、事業開始	令和6年4月1日（月）
・ 事業完了	令和7年3月31日（月）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期間 令和6年1月15日（月）から令和6年1月26日（金）午後5時まで

イ 提出方法 質問票（様式1）に記載し、こども青少年局企画部企画課（企画）までメールにより提出すること。

なお、口頭や電話での質問の受付はしない。

ウ 回答 令和6年1月30日（火）までに本市こども青少年局のホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。なお、個別には回答しない。

(2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和6年1月30日（火）から令和6年2月1日（木）午後5時まで

イ 提出書類

様式2から様式4はA4版で本市こども青少年局ホームページからダウンロードし、それ以外はA4、横書きでの作成を原則とする。

① 大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託公募型企画提案参加申請書（様式2-1）又は、大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託公募型企画提案参加申請書（連合体用）（様式2-2）

② 大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託公募型企画提案参加申請

書に係る誓約書（様式3）

- ③ 法人の概要（様式4）
 - ④ 印鑑証明書（応募者が登録している印鑑で、提出日前3か月以内に発行したもの）
 - ⑤ 法人の登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行したもの）
 - ⑥ 法人定款又は寄付行為
 - ⑦ スタッフ配置計画書（様式5）（資格又は経験が分かる証明書等の写しを添付すること）
 - ⑧ 最近2事業年度の実績（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書）
 - ⑨ 大阪市の市民税及び固定資産税の納税証明書（直近2年度分について、提出日前3か月以内に発行したもの。大阪市の納税義務を有しない場合は不要）
- ※⑧から⑨までの提出書類は実績等がある場合に提出すること。

ウ 提出部数

1部

なお、①から⑨のインデックスを貼付したものを提出すること。

エ 提出場所

大阪市こども青少年局企画部企画課

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階 東側

電話 06-6208-8639

なお提出にあたっては、事前に「8（2）提出先・問合せ先」に電話連絡の上、持参すること。郵送、FAX、メールによる受付は行わない。

オ 参加資格決定通知

令和6年2月5日（月）付で書面により通知する。

（3）企画提案書の提出

ア 企画提案書等は本市こども青少年局ホームページからダウンロードすること

イ 企画提案書は、正本1部、副本5部（副本は複写可）計6部（A4版）で、それぞれ綴じて提出すること

副本5部のうち3部については、事業者名が読み取れないよう、名称等をマスキング（黒塗り）したものに、①から④までインデックスを貼付し、提出すること。

ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ① 大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託企画提案書（様式6）
- ② 類似事業実績（様式7）
- ③ 経費積算書（様式8）
- ④ 最近2事業年度の実績（事業報告書）

※①②及び③は任意の様式も可。④については、募集要項6（2）により参加資格申請時に提出した書類の写しをもって正本及び副本に代えることができる。

エ 受付期間 令和6年2月14日（水）から令和6年2月16日（金）午後5時まで

オ 提出場所 大阪市こども青少年局企画部企画課

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階 東側

電話 06-6208-8639

なお提出にあたっては、事前に「8（2）提出先・問合せ先」に電話連絡の上、持参すること。郵送、FAX、メールによる受付は行わない。

(4) 連合体で申請する場合の手続き等について

ア 連合体に関する条件

- ① 連合体は2以上の法人で自主結成すること
- ② 申請書提出後、代表者及び構成員の変更は原則として認めない

イ 連合体の構成員（代表者を含む）に関する条件

- ① 募集要項4の条件を満たすこと
- ② 代表者は業務の遂行に責任をもつこと

連合体での提出書類としては、「大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託公募型企画提案参加申請書（様式2-1）」ではなく、「大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託公募型企画提案参加申請書（連合体用）（様式2-2）」により申請すること。また、連合体結成にかかる協定書の写し又はこれに相当する書類（連合体の構成員、代表者、出資比率又は負担割合、組織運営に関する事項を記載したものであること）を提出すること。

なお、募集要項に定める提出書類については、代表者のみではなく、全ての構成員（個別の法人等）毎に提出すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

参加資格を満たすものから提出された申請書類等を審査会議で採点基準に基づき公平かつ客観的に審査し、優れた提案者を契約の相手方として決定する。

評価項目	配点
事業遂行にあたっての総合的な視点・事業目的の理解度	
企画の趣旨が事業目的を理解した内容となっているか	5
支援事業者として、支援対象者に対する理解が深いものと認められるか	10
支援事業者として協力機関等のネットワークの必要性を理解していると認められるか	5
事業実施にあたって基本的な考え方について	
各事業の具体的な実施方法が専門性のある優れたものであるか	15
対象者へのアプローチや学校との連携方法に工夫があるか	15
広報・周知・支援への誘導方法に工夫があるか	15
事業実施体制について	
ヤングケアラーへの支援事業の従事経験、取得資格のあるスタッフが確保されているか	10
個人情報保護及び管理体制は適切であるか	10

団体の実績について	
ヤングケアラー支援に関する事業の運営実績は評価できるか	10
費用積算根拠の妥当性等	
経費積算書の積算、見積価格は適正か	5

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業委託事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション
開催日時、場所及び方法等は別途通知する。
- エ 審査の結果、評価点の合計点数が最も高い事業者を選定する。ただし、合計点数が満点の6割（平均60点）に満たない場合は委託事業者として選定しない。
- オ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「事業実施にあたって基本的な考え方」についての得点が高い方とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 申請書等の内容に不明な点がある場合は、別途、申請者にヒアリングを行うことがある。また、必要があると認めるときは、申請者に追加書類の提出及び提案内容の説明を求めることがある。
- カ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- キ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとする。

ク 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒530 - 8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市子ども青少局企画部企画課（企画）
市役所 2階東側
電 話：06-6208-8639
F A X：06-6202-7020
メール：fb0002@city.osaka.lg.jp